

病児保育事業のご案内

児童が発熱や下痢、感染症などの病気の際に、保護者の勤務の都合や、傷病、事故、冠婚葬祭などの事由により、家庭で保育を行うことが困難な場合に、お預かりし、看護・保育をします。

* 病状や感染症の種類により、受け入れができない場合もあります。



<対 象>

八尾市内に居住する児童で、病気で当面症状の急変が認められない状態にあり、かつ、保護者の勤務の都合や社会的に止むを得ない事由により、家庭で保育を行うことが困難な10歳未満の児童。

<実施施設>

施設名	八尾徳洲会総合病院（モコモコ保育室）	認定こども園 マリア保育園
所在地	八尾市若草町1番17号	八尾市若林町1丁目22-5
電話番号 (予約先)	072-993-8869 (病児保育室 直通 8:00~18:00) 072-993-8576 (18:00~20:00 の予約は院内保育室まで)	072-920-2300 (受付時間 8:00~18:00)
対象・定員	3カ月～9歳まで ・ 9名程度	6カ月～就学前まで ・ 3名程度
保育日時	・ 月曜日～金曜日（土・日・祝日休み） ・ 8:00～18:00 (ただし、利用初日は9:00からになる場合があります)	・ 月曜日～金曜日 (土・日・祝日・年末年始は休み) ・ 8:00～18:00

<利用方法> 利用登録申請は、毎年度必要です。

登録方法	利用日当日に、施設にて受付けます。	施設にて、事前の登録と面談が必要です。
登録に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用登録申請書 ・ 印鑑 ・ 住民票（世帯全員記載のもの）あるいは住所地を確認できる書類（こども医療証・運転免許証・パスポートなど） 	
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用希望施設に、電話予約をしてください。 ・ かかりつけ医へ行き、診察を受けて「意見書」を書いてもらってください。 	
注意点	<ul style="list-style-type: none"> * かかりつけ医の判断によっては、利用できない場合もあります。 * 「意見書」の内容によっては、隔離等の都合で、予約していても利用ができなくなることがありますのでご了承ください。 	

(裏面もあります)

<利用料>

0歳～2歳……2,400円

3歳以上……1,400円

* 別途、利用時間にかかわらず飲食費 600 円が必要です。



<利用料の減免制度があります（上限 2,000 円）>

対象世帯の方は、**印鑑**と下記の必要書類を持参し、**事前**に申請をしてください。

減免対象	必要書類	登録・申請先
生活保護世帯	・生活保護受給証明書	子育て支援課
市民税非課税世帯	・住民票（世帯全員記載のもの） ・市民税・府民税証明書（世帯全員が非課税であることの証明）	

* **減免の場合は、毎年7月1日を基準とし、減免対象の基準となる課税年度を変更します。**

利用登録・減免申請は、毎年度必要です。

* 上記世帯の他、税法上の寡婦（夫）控除が適用されない婚姻歴のないひとり親で、子どもを扶養している場合、減免制度を利用できる場合がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

<幼児教育・保育の無償化について>

保育の必要性の認定がある方について、無償化の対象となる場合があります。

詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

※ 「利用登録申請書」や「意見書」は、実施施設や子育て支援課にある他、市のホームページからもダウンロードできます。（<http://www.city.yao.osaka.jp>）



【問合せ・減免利用の申込先】

八尾市こども未来部 子育て支援課

所在地：八尾市本町1-1-1 八尾市役所本館7階

Tel：072-924-3954 Fax：072-924-9304

（令和2年度）

※たまご保育園（企業主導型保育事業）においても、病児保育が実施されています。
詳細については、たまご保育園へお問い合わせください。

たまご保育園（春日町 1-13-3） 電話 072-923-1644